

(仮称)日本タイル館建設基本構想

平成23年5月

多治見市

第1章 構想の背景

1. 経緯

平成18年1月23日、陶磁器やタイルなど「窯業」「やきもの」という共通基盤をもつ多治見市と笠原町は合併し、「新たな多治見市」としてスタートを切りました。合併の際に設置された「多治見市・笠原町合併協議会」において、新市建設を効果的に推進するための新市建設計画に旧笠原町で策定された「笠原町タイル資料館建設基本構想」をベースとした『道の駅・(仮)日本タイル村整備事業』が位置付けられ、「新市において、官民一体の検討委員会を設け、施設規模及び管理体制等を検討する」ことに合意しています。

合併後の速やかな一体化を実現するため、笠原町が取り組んできた事業や「新市建設計画」を踏まえた事業が多治見市総合計画（第5次計画合併改訂）に追加・継承されており、また平成20年度にスタートした第6次計画にもタイルをいかにした産業観光推進のため「運営体制等の諸条件を整えた上で道の駅・(仮)日本タイル村を整備」することが引き継がれ、基本計画事業として盛り込まれています。

これは、新市全体の均衡ある発展を期するとともに、笠原地域への交流圏拡大とこれに伴うまちづくりや地域活性化に寄与するものとして、整備の必要性が求められているものです。

また、合併協議会の合意事項であった「多治見市道の駅・(仮称)日本タイル村整備検討委員会(以下「整備検討委員会」という。)」を設置し平成18年10月から平成20年7月までの間に10回の議論を重ねています。多治見市は、この整備検討委員会において、市民に理解され建設後の効果が明確であることを前提に、以下の基本的な考え方を示しています。

- ・建設費は新市建設計画に掲げる14億8千万円を上限とし、文化施設や公共性の高い施設機能を除き、運営費は支出しない
 - ・タイルを中心としつつ、広く多治見市の産業観光の一翼を担う施設であること
 - ・地元中心の管理運営組織を設立し運営を行う体制の構築が必要で、運営費用の採算性が図られること
- 平成20年8月、これら市の方針を踏まえつつ整備に関する基本構想及び管理運営体制等の諸条件について提言書が提出されました。その中で、採算性を確保する方策の必要性等課題が洗い出されその対応が必要とされたことから、基本構想の策定等整備推進は「地域への愛着と誇りを持った地元の熱意ある運営組織の設立を受けてから進める」こととしその期限を平成21年度末とする方針を同年9月に確認しています。

この後の平成21年12月、地元経済界及びタイル業界団体により、施設の運営組織とする「一般財団法人たじみ・笠原タイル館」が設立されました。この法人の設立趣意書には「道の駅構想は廃止する」こと、またその上で「施設規模や具体的な運営のあり方も検討していく」ことが示されました。

多治見市においては、これを受けて庁内関係課による検討組織「(仮)日本タイル館検討委員会」を設置し、施設規模、内容等について総合的な検討を進めてきたところです。

今回、総合計画に基づく施設整備に向け、また整備検討委員会の検討結果を踏まえながら、施設のあり方について基本構想として策定するものです。

第2章 基本理念

1. 目的

笠原地域の「タイル」を中心にした“窯業・やきもの文化”を観光資源として活用しながら、観光産業を推進し、地場産業の活性化、人的交流の拡大による地域アイデンティティの啓発、促進など、活力のあるまちづくりに寄与する。

タイルに関連した歴史や文化、生活スタイルを発信・広報することにより、その魅力の再認識を促し、

地域資源（やきもの・タイル等）を媒体にして人的交流、地域づくりに寄与する。 【産業観光】
地元の産業生産物として「タイル」を維持・発展させるため、（エンドユーザーとして）来訪する者へ直接アプローチし、タイルの魅力発信や消費者ニーズを知る機会とするとともに新たなビジネスチャンス
の場とするなど、地場産業の振興に寄与する。 【産業振興】

2. 性格

施設の目的を踏まえ、以下のような性格をもった施設とする。

来訪者が、地域資源である「タイル」の価値を再認識し、その良さや魅力を感じることができる施設
タイルに対する認識やイメージを好転させる、発見や創造をねらいとした「参加」「体験」ができる施設
タイルを用いた暮らしの質向上や、生活の中での新たな発見を促す施設
来訪者との交流を通じタイルなどの地場産業にフィードバックできる施設
地域の人的・物的資源や周辺環境を活かし、来訪者と地域をつなげる施設
また、地域との調和を図るため、笠原地域の特長（郊外、中山間地域など）を反映させた施設とする。

3. 機能

先の目的や性格に沿った施設の実現のため、以下の機能を持たせる。

地場産業の歴史的及び文化的理解を深める機能

展示や体験学習を通じて、地域の魅力を再認識させる機能

広く来訪者を誘引し、また地域住民と来訪者が交流できる機能

タイルの使用を検討する来訪者のニーズを汲み取り、応える機能

生活へのタイルに関する新たな提案や本市の情報を提供する機能

タイルへの関心が薄い層も誘引する仕掛けとしての物販・飲食、アミューズメント機能

第3章 事業活動

1. 基本方針

先に掲げた施設機能を効果的に発揮するため、以下に設定する事業活動を行う。

展示・収集保存活動...タイル関連資料の展示、収集保存など

現地研修・観察活動...地区内のタイル工場見学など

ワークショップ活動...タイル・やきものに関連する各種講習・講座の開催

調査研究・教育普及活動...タイル資料の調査研究、成果にかかる教育普及活動

提案・周知活動...新たなタイル製品、タイル施工例の提案・紹介

地域案内活動...地域の観光施設、催事その他の情報の案内など

2. 展示・保存収集活動

“地域資源である「タイル」の価値を再認識し、その良さや魅力を感じることができる施設”の性格に基づき、タイルの潜在的な魅力や生活の中に新たな価値（活用方法）を見出すことを目的とした展示を実施する。また、貴重なタイル資料の収集や保存を行う。

・常設展示...タイルの基礎知識、本市におけるタイル産業の歴史を軸に展示する
文化財的というより産業遺産的な取り扱いとする

・企画展示...リピーター確保、施設来訪の活性化を図るため、来訪者の関心事や話題性の高いテーマを切り口に企画展示を実施する
多様な観点・視点でテーマ設定し笠原タイルとの相乗性を構築、向上させる

展示方法...より効果的な展示とするため、「視認展示」のほか「使用展示」や「再現展示」も多用する

3．現地研修・観察活動

来訪者が、タイル等地域資源の知識獲得、学習を図るためやタイル使用しようとする際の見聞を広めるために、必要に応じ、施設外での現地研修やタイルの生産工程について工場見学等を行う。

また、地域のタイル工場等と連携するなど産業観光のネットワーク化を図り、その拠点として広く地域資源の情報発信、活用促進を図る。また、これらを学校実地学習の場、導入部として展開する。

4．ワークショップ活動

展示内容、施設の性格との関連を保ちつつ「発見」「創造」を促し、来訪者が創作を行う場として、各種講座の開催など「体験」「参加」できるメニューを展開する。

5．調査研究・教育普及活動

地域資源である「タイル」の価値、魅力を高めるため、タイルその他関連する資料や文献等の調査研究を行う。また、その成果を展示活動や教育普及活動等を通じ広く発信し、施設運営に反映させる。

6．提案・周知活動

地場産業の振興、地域の活性化につなげるために、新たなタイル製品・施工例の紹介、活用方法の提案等を行う。また、新たなビジネスチャンス獲得の場として実際に商談等を行うなど来訪者がタイルのエンドユーザーとしてショールーム的に活用できると同時に、そのニーズにあった商品又は地元メーカーの紹介を行う。

7．地域案内活動

地域の観光拠点施設として、来訪者に対し地域観光施設の紹介や催事等の案内などを行う。

第4章 施設の概要

1．施設の適地

笠原地区に建設することを前提にしており、建物内部のほか屋外や周辺環境との連携が可能となる位置が適当である。また機能ごとに建物を分離設置するなど、施設と地域資源、環境と連携させて誘引要素を向上させることを目指すことから、一定度の敷地面積を確保できることが求められる。

また地域住民の参加、来訪者との交流を実現するため、地域の中心エリアが好ましい。

2．施設の外観

敷地及び建物の配置を含めた全体として施設のテーマを構成、表現するものとし、施設周辺の住環境や景観、展示内容やコンセプト（＝暮らしの中におけるタイル）に呼応した外観とする。

またタイルを使用する場合も各建物を画一的・統一的な外観とすることなく、異種材料との組み合わせなど逆に「タイル」をクローズアップさせる仕様や、施設機能ごとにそのイメージを表現することにも配慮する。

敷地も含む施設全体の景観で当施設のテーマ・印象を構築する。

3．施設の規模

施設を、地域産業の学術的・商業的な情報発信の拠点施設とすべく、その機能を発揮できる規模を確保する。

また、屋外での催事やアミューズメント機能の確保を考慮するほか、来訪者の利便性を図るため、駐車

場を含めた施設敷地は十分な広さを確保する。

4. 施設の構成

求められる機能を満たし、必要な事業活動を展開することが可能となるよう施設を整備する。

【知覚分野】展示スペース（視認展示）、研修室、学習室、情報案内スペースなど

【体感分野】展示スペース（使用展示、体験展示）、各種講座等のスペース、イベントスペースなど

【管理分野】資料室、収蔵庫、事務室など

【産業振興分野】産業振興スペース（ショールーム・商談スペースなど）

【サービス分野】屋内外の遊戯・休憩スペース、ミュージアムショップ、飲食店舗など

【その他】トイレ、複合施設スペース

第5章 組織と管理運営

1. 施設の組織

施設の目的を達成し、その充実と発展を実現するため、また運営の安定を図るため以下の組織機能を設置することが望ましい。

管理機能...施設全体が円滑に運営されるよう、施設の維持管理や保守点検を行う

学芸機能...資料の保存収集や調査研究のほか、教育普及を行う

開館時の展示準備のため、施設の建設と並行して資料の調査・整理を実施する必要がある

産業振興機能...タイル製品の紹介や施工提案、実際の商談などを行う

公共施設に適する程度

サービス機能...飲食や物販等の収益事業の運営を行う

テナントが入居する場合、開館時までには業者選定や内装及び什器備品の準備が必要。学芸機能同様、施設建設と並行して業者選定・詳細協議を進める必要がある

2. 施設の管理運営

施設の円滑な管理運営のため、以下の点に留意する。

市の施設整備の基本である「文化施設等公共機能以外、運営費を支出しない」こと及び「管理運営費用の採算性確保」とこれに必要な「地元組織の体制構築」について、地元組織と協議、調整しながら十分な検証を図るものとする。

公共機能以外については、その運営機能を有する者への「貸館」など設置のあり方も含めて検討する。昨今の公共施設運営の主流である「指定管理制度」の導入を検討する。この場合、管理運営者は収益事業に積極的に取り組み、運営費用の抑制を最大限図るものとする。

開館以前に発生する業務（展示準備）について、実施主体及び費用負担者を確認し、必要な準備に取り組む。

地域活性化の観点から、地元の雇用創出に配慮する。

事業活動全般に市民ボランティアなどの協力を得る（特に地元住民）など、運営費抑制に配慮する。

各機能・各事業において適材適所を図り、効果的かつ効率的な人員配置をもって施設を運営する。特に「学芸機能、調査研究・保存収集事業」は開館以前から実施する必要があるため、その人員確保及び費用負担方法について早期に方針を固める。